

岩見沢市野球場条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げを行う。

第2 改正の内容

岩見沢市野球場の使用料の引上げを行う。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第27号

岩見沢市野球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市野球場条例の一部を改正する条例

岩見沢市野球場条例(平成11年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条、第18条関係)

使用料

区分			1日	半日	早朝・夜間1時間当たり
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収する場合	小学生・中学生	最高入場料金の100人分	最高入場料金の50人分	最高入場料金の13人分
		高校生	最高入場料金の150人分	最高入場料金の75人分	最高入場料金の19人分
		大学生・一般	最高入場料金の200人分	最高入場料金の100人分	最高入場料金の25人分
	入場料を徴収しない場合	小学生・中学生	市民 16,860円 市民以外 21,080円	市民 8,440円 市民以外 10,550円	市民 2,120円 市民以外 2,650円
		高校生	市民 25,290円 市民以外 31,610円	市民 12,650円 市民以外 15,810円	市民 3,180円 市民以外 3,980円

		円	円	円
	大学生・一般	市民 33,750 円 市民以外 42,180 円	市民 16,880 円 市民以外 21,100 円	市民 4,230 円 市民以外 5,280 円
営利を目的として使用する場合	入場料を徴収する場合	最高入場料金の 250 人分	最高入場料金の 125 人分	最高入場料金の 32 人分
	入場料を徴収しない場合	75,000 円	37,500 円	9,380 円
附帯施設	放送施設一式 (スコアボードを含む。)	9,360 円	4,700 円	1,180 円
	会議室	2,080 円	1,040 円	260 円
	更衣室	1 室 2,080 円	1,040 円	260 円
	夜間照明	30 分間当たり	2,800 円	

備考

- 1 1 日とは、午前 9 時から午後 5 時まで、半日とは、午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 5 時まで、早朝とは、午前 5 時から午後 9 時まで、夜間とは、午後 5 時から午後 9 時までをいう。
- 2 早朝及び夜間の 1 時間未満の時間は、1 時間とし、夜間照明の 30 分間未満の時間は、30 分とする。
- 3 野球場内での立ち売りは、1 日 3,540 円とし、半日を 2,120 円とする。
- 4 売店等の出店は、10 平方メートルにつき、1 日 620 円とする。ただし、1 日に満たないときは 1 日とする。
- 5 入場料を徴収する場合の使用料が、入場料を徴収しない場合の使用料(市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料とする。

この項において同じ。) よりも低額となるときは、入場料を徴収しない場合の使用料を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市野球場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。